

第5次白子町行財政経営適正化プラン

令和5年度～令和9年度
(2023～2027)

令和5年8月

白子町

目 次

I 白子町行財政経営適正化プラン

1. 行財政経営適正化プランの作成にあたって・・・・・・・・・・ 1
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 行財政経営適正化プランの位置付け・・・・・・・・・・ 2
4. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 財政健全化目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 職員の定員管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 白子町行財政経営適正化実施計画（個別事業計画）

1. 人づくり改革	5
(1) 人材育成の推進	5
(2) 執行体制の最適化	5
(3) 協働の推進	5
2. 業務改革	6
(1) 業務執行体制の見直し	6
(2) 事務事業の効率化	6
(3) 情報提供体制の向上	6
3. 経営改革	6
(1) 健全な財政運営の堅持	6
(2) 歳入の確保	6
(3) 公共施設等マネジメントの推進	7
(4) 民間活力導入の推進	7
4. プランの取組による財政運営	7
(1) 健全な財政運営	7
(2) 自主財源の確保	8
(3) 町有財産の適正管理	9
(4) 受益者負担の適正化	9

I 白子町行財政経営適正化プラン

1. 行財政経営適正化プランの作成にあたって

本町では平成30年3月に町の方向性を示す「白子町第5次総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、各種施策を講じてきました。全国的な少子高齢化の流れを受け、町民の健康づくりや子育て支援に関する取組に力を入れ、人口減少対策に関する施策として、移住者に対する各種支援、お試し住宅の活用、空き家バンクの充実など様々な施策を進めましたが、「第2期人口ビジョン・総合戦略」に掲げた目標人口を下回る状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けるなど、過去に類を見ない難題に直面しており、行財政に関する課題はさらに山積することとなってしまいました。

そこで、令和5年3月に現行の第5次総合計画が5年を経過することから、これから先も本町で生活していただく方々の明るい未来を創るため、令和5年を初年度とする「白子町第5次総合計画（基本構想・後期基本計画）」（以下「総合計画」という。）を新たに策定し、合理的で効果的な行財政運営を進めることとしました。

住民一人ひとりや地域のニーズに応じた行政サービスを求める声が多数寄せられ、その必要性を検討していくと、従来の経費削減に主眼を置いた改革だけでは町民ニーズに応えられない現状が明らかになってきました。

このような中、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割が極めて重要とされています。

また、本町においては、人口減少・少子高齢化によって、地域経済の厳しさが一層増すことに伴い、福祉等に係る扶助費等義務的に支出しなければならない経費や元金償還額の増による公債費の増加が避けられず、財政状況の収縮が懸念される中、限られた経営資源の拡充を図るため、ふるさとしらか応援寄附金や企業版ふるさと納税などの新たな財源確保を図るなど、歳入の確保に向けた取組も重要になってきます。

そこで、基本方針として、

- ① 人づくり改革（人材育成や協働の推進）
- ② 業務改革（業務執行体制の見直し・事務事業の効率化や情報提供体制の向上）
- ③ 経営改革（健全な財政運営の堅持や歳入の確保）を掲げ、この3つの方針により、「笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらか」を実現するための基盤を築いていく必要があります。

そのために、行財政改革の総合的な指針である「第5次白子町行財政経営適正化プラン」と、その行動計画である「第5次白子町行財政経営適正化実施計画」を策定し、更なる行財政改革を推し進めていくものです。

2. 計画期間

第5次白子町行財政改革プランは、令和5年度を初年度とし令和9年度を目標年度とする5か年計画とします。

3. 行財政経営適正化プランの位置付け

行財政経営適正化プランは、本町の最上位計画である「総合計画」の基本構想における基本施策の1つである「町民とともに創る協働のまちづくり」の指針として、行財政運営の仕組みと環境を整え、総合計画を着実に推進するためのものです。

4. 基本方針

① 効率的な行財政運営

最小の経費で最大の効果を上げることを意識し、運営の合理化に努めることを基本原則に、行政責任において行うのか、民間が行う方が良いのかなどの役割を明らかにし、自治体の責務として徹底した効率化、合理化に向けた手法を模索します。

今後の行財政運営にあたっては、職員一人ひとりが常にサービス精神やコスト意識を持ち、組織として明確な目標の設定や進行管理の徹底を行い、成果重視などの経営的な視点に立って推進していく必要があります。

また、限られた財源と人材を有効活用するために、「町民は行政に何を求めているのか」、「行政の果たすべき役割は何か」などの観点に立ち、行政が行う事務事業の範囲を見直すなど、時代に即した効率的な行政運営を進めます。その際、従来型の経費削減に主眼を置くだけでなく、歳入の増加にも目を配ります。

② 協働のまちづくり

町民が積極的に行政に参画し、政策形成に関わっていくまちづくりを進めることが重要です。そのため、まちづくりを進めるにあたっては、積極的に町民へ情報を発信し、理解を得て、町民と行政が対等の立場で、それぞれの能力を活かしながら、協力・連携して地域づくりに取り組む必要があります。

地域においては、住民力の強化、行政依存体質からの脱却が必要不可欠であり新たにまちづくり活動に取り組む町民の組織化・法人化を支援します。

5. 財政健全化目標の設定

(1) 経常収支比率※

今後5か年で強固な財政基盤を築くために、財政構造の弾力性を表わす「経常収支比率」を令和9年度まで、**90%**以内を目標とします。

本町の令和3年度決算では74.4%となっており、低い数値と好ましい状況ですが、国の補助事業である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や住民税非課税世帯等特別給付金といった新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯等への各種給付金事業、コロナワクチン接種事業等による施策に約4億6千万円を費やすなどの特殊事情のため一時的な改善となっています。今後は少子高齢化の影響による扶助費などの増加、小学校統廃合や旧国民宿舎白子荘跡地の利活用などの大型事業の増などにより、経常収支比率の悪化が見込まれますが、令和元年度決算の水準を維持します。

単位:%

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 9 年度
84.9	86.8	81.6	82.9	84.1	85.3	89.5	84.3	74.4	90.0

※ 経常収支比率：財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費など容易に縮小することが困難な経費に、住民税等の一般財源がどの程度消費されているかを表す。その比率が低いほど「自由」に活用できる財源が大きくなり、経済変動等の変化に柔軟に対応することができる。

(2) 職員の定員管理

国の試算によると、今後生産年齢人口の減少が加速し、高齢者を含めた労働参加が進展しても2030年までに就業者数は減少する見込みです。少子高齢化の著しい本町においては、就業者数を確保することがさらに困難となることが見込まれます。

しかしながら、新たな行政需要や多様化する町民ニーズに的確に対応するためには、適正規模の職員を定数的に確保しなければならないため、今後はより一層の定員管理に努めなければなりません。

また、会計年度任用職員（臨時的任用職員）等については、安易に採用・雇用することなく、法律や制度改正による事務事業の増加等、厳に必要な場合に限ることとしなければなりません。

よって、簡素で効率的な組織の整備に努めるため、社会経済情勢の動向を十分に把握しながら行政機構の見直しを図るとともに、各部門における適正な職員数について計画を立て、定員管理を実行します。

令和10年4月1日の職員数を、**140人**とします。

(令和4年4月1日比較で**2名増員**とします。)

実績及び見込		R4.4.1 実績	R5.4.1 実績	R6.4.1 見込	R7.4.1 見込	R8.4.1 見込	R9.4.1 見込	R10.4.1 目標
総職員数(人) (特別会計を含む)		138	135	137	138	139	140	140
R4.4.1 と比較	累計 増減数 (人)		△3	△1	0	1	2	2
	累計 増減率 (%)		△2.2	△0.7	0	0.7	1.4	1.4

Ⅱ 白子町行財政経営適正化実施計画（個別事業計画）

この白子町行財政経営適正化実施計画（個別事業計画）は、「白子町第5次総合計画（基本構想・後期基本計画）」と「第5次白子町行財政経営適正化プラン」の実現のため、行財政経営適正化プランの基本方針を具体的な課題、項目を実施策として取りまとめたものです。

1. 人づくり改革

高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用できるよう、効果的な人材育成等に取り組みます。

また、効率的な組織機構の見直しや適正な定員管理を実施するとともに、昇格試験や人事評価制度を充実させることにより、人事管理制度の有効な運用を図り、職務遂行能力の高い執行体制を確立します。

さらには、防災や環境などの地域課題の解決に向けて町民や各種団体と連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

（1）人材育成の推進

町民ニーズに的確に対応するため、職員の更なる資質向上を図るとともに、目的意識をもって職務を遂行し、組織の中で能力を最大限に発揮できるような環境づくりを推進します。そのために、計画的に各種研修を行うなど、職員の意識改革や専門知識の習得を図ります。また、県や長生郡市町村圏組合への派遣研修により、幅広い教養と見識のある人材を育成します。

（2）執行体制の最適化

簡素で効率的な組織整備のため、計画的な定員管理や職位を考慮した職員配置の適正化とともに、会計年度任用職員制度や再任用職員など多様な任用形態を有効に活用し、町民にわかりやすく機能的な組織の構築に努めます。

（3）協働の推進

社会情勢が急速に変化し、町民の求める豊かさが多様化する中、町民一人ひとりが満足するまちづくりのため、町民や各種団体と更なる連携を図り、それぞれが相互に役割と特性を理解しつつ、支え合い高め合う協働のまちづくりを推進します。行政サービス（事務事業）の一部を段階的に町民主導型へ移行し、持続可能な運営を実現するため、既存の枠組みにとらわれることなく、行政と町民の役割分担の見直しを図ります。

2. 業務改革

町民の視点に立った行政サービスの維持・向上を図るため、業務の方向性や目的を明確にするとともに、限られた人材と財源を有効活用するため、庁舎機能のあり方やICT※の活用を検討し、質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、効果的・効率的な情報発信により情報の共有化を図るとともに、町民ニーズに応じた窓口サービスにおける利便性の向上など、町民満足度の高いきめ細やかなサービスの提供を推進します。

(1) 業務執行体制の見直し

増大する行政ニーズや新たな行政課題を認識し、前例踏襲の業務執行にとらわれず、事業の選択と資源集中により、行政サービスの効率化、住民満足度の向上を図ります。

(2) 事務事業の効率化

国・県・市町村間の総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用、行政情報の電子的提供、申請・届出手続の電子化、庁内ネットワークを活用した情報共有等電子行政の構築を目指して、セキュリティに配慮しつつ情報化をさらに推し進めます。また、ICTの活用による意思決定の迅速化とマニュアル化を進めます。

(3) 情報提供体制の向上

町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、町公式ウェブサイト・公式SNSの充実を図るなど、行政情報を積極的に開示し、町民が知りたい情報をわかりやすく提供する体制の整備に努めます。

3. 経営改革

持続可能で安定的な財政基盤を確保するため、コスト意識の醸成を図り、民間手法導入の検討や、次世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設の再配置を検討するなど、歳入確保と歳出削減の一体的な取組を推進します。

(1) 健全な財政運営の堅持

中長期的な展望に立った財政計画のもと、事務事業の費用対効果を十分に検証し、計画的な財政運営に努めます。公共工事の手法や手続きの見直しによる調達コストの削減、財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、補助事業を含む投資的経費についても予算編成時等に効果を検証し、継続的に見直しを行います。また、国・県及び広域行政などに対する負担金の縮減に努めます。

(2) 歳入の確保

適正で公平な賦課・徴収の観点から、口座振替の促進、滞納者への収納体制の強化などにより町税等滞納対策に努めるとともに、公共施設の使用料・手数料等の適正化及び徴収

強化を図ります。また、未利用町有地等については、売却や貸付け等を積極的に進めることにより財源確保を図ります。

さらに、地域産業の振興や企業誘致の推進による税収の確保及びふるさとしらか応援寄附金や企業版ふるさと納税などの新たな財源確保にも努めます。

(3) 公共施設等マネジメント※の推進

現在の公共施設は老朽化により改修・維持管理の費用が増大しており、また、少子高齢化等による年齢構成比の変化及び人口減少等により住民が求める公共施設は現状のものから変化しつつあるため、各施設の今後のあり方について検討する必要があります。さらに、全ての公共施設を維持することはできないため、施設の統廃合や複合化・多機能化の検討を進めていく必要があります。今後は公共施設等総合管理計画により、必要なのは「サービスであって施設そのものではない」という考えに基づき全ての公共施設について精査し、規模の縮小可能な施設や集約可能な施設、維持管理により延命が必要な施設、民間委託や指定管理者制度の導入を進めるべき施設など具体的な検討を進めます。

(4) 民間活力導入の推進

行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、民間において担うことのできるサービスについて有効性や費用対効果の観点から検討し、効率的・効果的な行政サービスの提供を推進します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

※公共施設マネジメント：地方公共団体が保有している施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

4. プランの取組による財政運営

(1) 健全な財政運営

中期財政計画に基づき、将来の財政状況を把握したうえで、町債発行額の抑制や、特別会計の経営健全化を図り一般会計からの繰出金の抑制に努めるなど、将来にわたって健全で安定的な財政運営を行います。

《主な推進項目》

- ・財政調整基金の残高確保（標準財政規模の概ね10%とする）

財政調整基金の年度末残高（目標値）

（単位：千円）

項目名	R5	R6	R7	R8	R9
財政調整基金の残高	1,200,000	1,150,000	1,150,000	1,100,000	1,000,000

(2) 自主財源の確保

自主財源の根幹である町税等の徴収率向上を図るとともに、新たな財源として、ふるさと納税やホームページバナー広告などの税外収入の積極的な確保に努めます。

《主な推進項目》

- ・徴収率向上 ・ふるさと納税拡大 ・広告収入の確保

①徴収率向上

町税収納向上計画による差押件数（目標値） （単位：件）

項目名	R5	R6	R7	R8	R9
差押件数	50	50	50	50	50

■財政効果額（目標値） （単位：千円）

項目名	R5	R6	R7	R8	R9
滞納処分の拡大	5,300	5,300	5,300	5,000	5,000

滞納処分の強化※や納税機会の拡大を図ることで、徴収率の向上を図ります。

※滞納処分の強化：滞納者に対しさまざまな手法を用いて徴収を強化する取組

②ふるさと納税拡大

ふるさと納税に対応して、これまで町内特産物等を中心とした返礼品を用意し、ポータルサイトの追加やクレジット決済を可能とするなど利便性向上に努めてきましたが、今後さらなる拡大を目指すため、随時、魅力的な返礼品を追加します。

■財政効果額（目標値） （単位：千円）

項目名	R5	R6	R7	R8	R9
ふるさと納税額	150,000	160,000	170,000	180,000	190,000

③広告収入の確保

ホームページのバナー広告をはじめ、広報への広告などにより広告収入の確保に努めるとともに、さらなる広告収入拡大の検討を進めます。

■財政効果額（目標値） （単位：千円）

項目名	R5	R6	R7	R8	R9
広告料収入	300	350	400	450	500

(3) 町有財産の適正管理

町有地売払い処分計画に基づき町が保有・管理する財産のうち、将来にわたり活用する必要性が薄れた財産については、売却による歳入確保を目指すとともに、町有財産の有効活用による適正管理を図ります。

《主な推進項目》

- ・未利用土地の売却促進

■財政効果額（目標値）

（単位：千円）

項目名	R5	R6	R7	R8	R9
町有地売払い処分促進による売払い	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(4) 受益者負担の適正化

これまで内部努力による削減型の行政改革を中心に進め、使用料・手数料の改定は見送ってきたことから、改めて、行政サービスの提供にあたり受益者負担の考え方を整理したうえで、消費税増税などの状況により見直しを行い、受益と負担の公平性を確保します。

《主な推進項目》

- ・使用料、手数料の見直し